長崎県景観計画

~景観法に基づく届出制度マニュアル~

令和3年4月改訂

長崎県土木部都市政策課

はじめに ~本マニュアルの目的~

長崎県には、海や山などの特徴的な地形、歴史、生業などにより、他の地域にはない様々な美しい景観が見られます。しかしながら、近年の経済活動や産業構造の変化などにより、その独特の景観は徐々に失われつつあります。

長崎県では、平成15年度に「長崎県美しいまちづくり推進計画」を策定し、県内10 箇所の重点支援地区などにおいて、美しいまちなみの保全・創出を行ってきました。

この「長崎県美しいまちづくり推進計画」が平成22年度で終期を迎えたため、平成 23年に新しい県の景観施策となる「長崎県美しい景観形成計画」を策定しました。

この計画では、次の理由から景観法の規制・誘導制度を活用する「長崎県景観計画」を定めています。

- ① 地域の景観形成は、地域の詳細を把握する市町が主体となることが望ましく、市町 が景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画を策定することで、適正な規制・誘 導が期待される。
- ② 一方、景観行政団体以外の市町の区域においては、周辺地域との調和や、地域景観の阻害要因となり得る大規模な開発や建築物などに対する適正な規制・誘導が機能しないため、景観阻害要因が増加することが懸念される。

従って、長崎県においては、景観行政団体への移行を促進しつつ、同団体以外の市町の 区域に限って、県が景観法に基づく景観計画を定め、大規模建設等に対して、移行までの 間予防的に、最低限の規制・誘導を行います。

本マニュアルは、このような景観法に基づく大規模建設等に対する規制・誘導方策について、届出制度等の概要や、景観形成基準を解説することにより、建築主、築造主、開発主及び設計者等の届出行為等を行う方々が、届出制度の運用や景観形成基準について共通認識を得ることを目的としています。

目 次

1.	良好な景観形成のための届出制度について	
(1)	届出が必要な区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	届出が必要な行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
-	1) 届出対象行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	2)届出対象外となる行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3)	届出の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
-	1)届出の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	2)届出部数·····	7
3	3)届出先·····	7
2	1)届出制度に関するお問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	5) 届出に必要な書類	8
6	6)事前指導申出に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C
2.	良好な景観形成のための基準について	
(1)	景観形成基準	1
(2)	景観形成基準の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
巻末	資料	
0	届出対象外となる行為(法令関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
0	マンセル表色系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	21
0	届出様式	22
0	届出様式及び図面の記載例(主なもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

O 届出制度及び景観形成基準 Q&A ····· 44

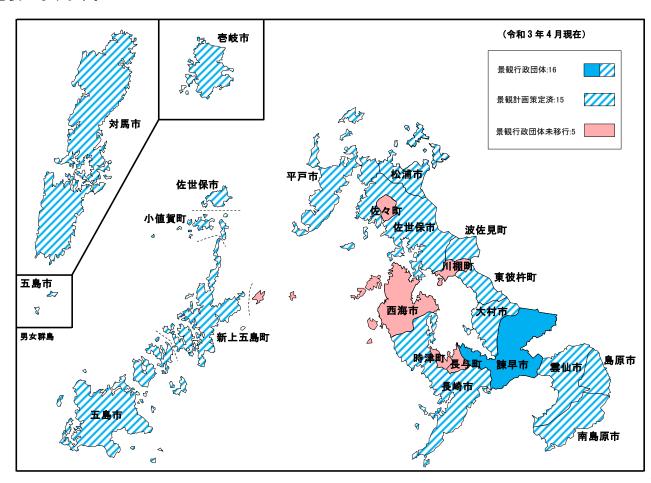
1 良好な景観形成のための届出制度について

(1) 届出が必要な区域

長崎県景観計画に基づき、県への届出が必要な区域(県景観計画区域)は、

「景観行政団体である市町の区域を除く県全域」です。

なお、県以外の景観行政団体の区域内にあっては、それぞれの市町 (一部市町を除く) への届出が 必要になります。



O <u>県への届出が必要</u>な区域(県景観計画区域)(R3.4 現在) (以下の1市4町の全域)

- ・西海市
- 西彼杵郡長与町
- 西彼杵郡時津町
- 東彼杵郡川棚町
- 北松浦郡佐々町

※今後、左記市町が景観行政団体へ 移行した場合(※注 1)は、県への届 出は不要となります。(当該市町への 届出が必要となります。)

※注1:景観行政団体への移行状況は、県のホームページでご確認ください。

(URL:http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/toshikeikaku-kokudoriyo/keikan/71333.html)

※参考:景観行政団体である市町への届出制度について

〇 各市町への届出が必要な区域(R3.4 現在)

(以下の11市4町の景観計画区域)

·長崎市 (景観推進室)

(直) 095-829-1177

・佐世保市 (まち整備課)

(代) 0956-24-1111

·島原市(都市整備課)

(代) 0957-63-1111

·大村市(都市計画課)

(代) 0957-53-4111

·松浦市(都市計画課)

(代) 0956-72-1111

·**平戸市**(都市計画課)

(代) 0950-22-4111

· 対馬市 (政策企画課)

(代) 0920-53-6111

· 壱岐市 (建設課)

(代) 0920-42-1112

·五島市 (建設課)

(代) 0959-72-6118

· 雲仙市 (監理課)

(代) 0957-38-3111

·南島原市(都市計画課)

(直) 0957-73-6677

· 東彼杵郡東彼杵町 (建設課)

(代) 0957-46-1111

· 東彼杵郡波佐見町 (建設課)

(代) 0956-85-2111

· 北松浦郡小値賀町 (建設課)

(代) 0959-56-3111

·南松浦郡新上五島町 (建設課)

(代) 0959-53-1160

※各市町毎に、届出が必要な区域、行為の種類・規模、景観形成基準などが異なりますので、 詳しくは当該市町へお問い合わせください。

〇 当面の間、届出が不要な区域(R3.4 現在)

(以下の1市の全域)

·**諫早市**(都市政策課)

(代) 0957-22-1500

※<u>左記市町が新たに景観計画を</u> 策定した場合、各市町へ届出が 必要となります。

(2) 届出が必要な行為

県景観計画区域において次に掲げる行為を行おうとする場合は、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づ く届出が必要となります。

1)届出対象行為

届出対象行為	届出を要する規模		
①建築物の新築、増築、改築若	商業地域、近隣商業地域、準工業		
しくは移転(<mark>※注 2</mark>)	地域、工業地域又は都市計画区域	高さ 15m (※注 3) を超え	
	のうち用途地域の指定のない区域	るもの又は建築面積 1,000	
	で、200%を超える容積率が指定	㎡を超えるもの	
	されている区域		
		高さ 13m(※注 3)を超え	
	上記以外の区域	るもの又は建築面積 1,000	
		㎡を超えるもの	
② 建築物 の外観を変更すること	│ │①の規模の建築物で、変更するこ	レレなる両語が刺繍(※注)	
となる修繕若しくは模様替又	しの	ここなる回復かが飯(※注	
は色彩の変更(※注 4)	3/ 0/週午0/50/		
③ <u>工作物</u> の新築、増築、改築若	高さ 15m (※注 3) を超えるもの3	スは築造面積 1,000 ㎡ (<u>※注</u>	
しくは移転 (※注 6)	<mark>7)</mark> を超えるもの		
④ <u>工作物</u> の外観を変更すること	│ │③の規模の工作物で、変更するこ	ととなる面積が外観 (※注	
となる修繕若しくは模様替又	5) の過半のもの	CC、G 0四位为 71 就 (水)工	
は色彩の変更(※注 4)	o, o, e,		
⑤ <u>開発行為</u> (都市計画法第4条	 都市計画区域内	面積 3,000 ㎡以上のもの	
第12項に規定する開発行為			
(※注 8))	都市計画区域外	面積 10,000 ㎡以上のもの	
⑥土地の開墾、土石の採取、鉱	都市計画区域内	面積 3,000 ㎡以上のもの	
物の掘採その他の土地の形質	HEALTHAI FOR FOLIANT A		
<u>の変更</u> (以下「土地の形質の	 都市計画区域外	 面積 10,000 ㎡以上のもの	
変更」という。)(※注9)	HE TE HT IM IM TOYY I		

※注2:建築物の規模は棟単位とし、建築基準法に準じた取扱いとします。

※注3:(Q&A) Q2-2及びQ2-3参照

※注4:(Q&A) Q2-4及びQ2-5参照(新築時と同色での塗り直しも、経年変化した現状からの 色彩変更となるので、届出が必要です。詳しくはQ&Aをご覧ください。)

※注5:屋根面及び外壁面の見附面積の合計

※注6:太陽光発電施設も「工作物」に含みます。Q2-8参照。

※注7:建築基準法施行令第2条第1項第5号の規定を準用します。

※注8:(Q&A)Q2-13参照

※注9:採石場、土取り場など、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しない土地の 造成等が対象となります。

2) 届出対象外となる行為

次に掲げる行為等については、景観法及び長崎県美しい景観形成推進条例(以下「条例」という。) の規定により前項の規模に関わらず、届出対象外となります。

〇 届出対象外となる主なもの

- ・自然公園関係法又は県立自然公園条例の規定により、許可又は届出が必要な行為
- ・文化財関係法及び文化財保護条例の規定により、許可又は届出が必要な行為
- ・風致地区の規制により、許可又は届出が必要な行為
- ・屋外広告物条例の規定により、許可又は届出が必要な行為(※注 10)
- ・仮設(※注11)及び地下の建築物及び工作物
- ・農林漁業を営むために行われる土地の形質の変更

※注 10:(Q&A) Q2-9参照※注 11:(Q&A) Q2-12参照

※景観法及び条例 (届出対象外となる行為)

- ●景観法第16条第7項第1号から第10号に掲げる行為<u>(※巻末資料参照)</u>
- ●景観法第16条第7項第1号及び第11号に規定する政令で定める行為<u>(※巻末資料参照)</u> 【同法施行令第8条及び第10条】
- ●景観法第16条第7項第11号に規定する条例で定める以下の行為 【条例第12条第1項各号及び条例施行規則第7条】
 - ①自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定により、許可、届出を要する行為
 - ②長崎県文化財保護条例(昭和36年条例第16号)の規定により許可、届出を要する行為
 - ③長崎県立自然公園条例(昭和33年条例第21号)の規定により許可、届出を要する行為
 - ④風致地区内における建築物等の規制に関する条例(昭和 45 年条例第 41 号)の規定により許可、 届出を要する行為
 - ⑤仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 又は色彩の変更
 - ⑥農林漁業を営むために行われる土地の形質の変更
 - ⑦良好な景観の形成に関する市町の条例等(文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の規定に 基づく市町の条例を含む。)の規定により、許可、認可、届出等を要する行為で知事が指定する もの。
 - ⑧通常の管理行為又は軽易な行為で次に掲げるもの
 - イ 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの
 - ロ 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの

(3) 届出の手順

1) 届出の流れ

前述の届出対象行為を行おうとする場合は、建築主(工作物の場合は築造主、開発行為等の場合は 開発主(以下、「建築主等」という。))による景観法に基づく事前の届出が必要となります。

長崎県景観計画に係る届出の流れは、次頁に示すとおりです。

また、長崎県では、景観法に基づく届出手続きの前に、必要に応じ建築物等の計画に対して技術的 な指導を行う事前指導申出の機会(任意の手続き)を設けています。(条例第11条)

この文書による事前指導申出に対しては、県も文書で「支障なし(あり)」旨の回答を行います。 なお、文書によらない相談も随時受付けますので、気軽にお問い合わせください。

① 事前指導申出(文書によるもの)

届出対象行為を行おうとする場合において、当該行為の計画に対して、景観形成基準との適合等に関する相談や指導を早期に行うことにより、計画内容及び工程などの見直しの負担をできる限り少なくするために設けた任意の手続きです。

他法令による許認可等を受ける前の早い時期に、できる限り文書による事前指導申出を行うように して下さい。

② 景観法に基づく届出

景観法第16条第1項の規定により届出書を提出し、受理された日から30日間は、建築物などの届出に係る行為に着手することができません。(※注12)

届出の内容が「長崎県景観計画」に定められた景観形成基準 (P11 参照) に適合しない場合、勧告・変更命令をすることがあります。

上記の勧告に従わない場合、条例に基づきその旨を公表することがあります。また、変更命令に従わない場合や届出をしなかった場合、あるいは虚偽の届出をした場合は、景観法の規定による罰則を適用することがあります。

※注 12: 法第18条第2項の規定により、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、期間を短縮し、届出の内容が適合と認めた時点で着手可能です。

(Q&A) Q1-5参照

③ 届出内容の変更届出

届出をした建築主等は、その届出に係る事項を変更しようとする場合は、事前に変更届出が必要です。(景観法第16条第2項)

※(Q&A)Q3-3参照

行為(建築物など)の計画・設計

事前指導申出(任意)

他法令による許認可等を受ける前の早い段階に、 できる限り事前指導申出を行って下さい。

行為の届出(行為の変更届出) (行為着手の30日前までに届出)(※注12)

審査 (景観形成基準に対する適合性) 適 不適合 合 勧 告 変更: 公 表 意見聴取 景観形成審議会 変更 変更命令 変更 行為の着手

: 建築主、築造主、開発主、(設計者) 等に係る部分

:県に係る部分

:条例で規定(必要に応じ)

※注 13: 着手制限の期間は、短縮又は延長される場合があります。

(短縮) ⇒審査窓口が適合と判断した場合(Q&A) Q1-5参照

(延長) ⇒公表、命令等に該当する場合(Q&A)Q1-6参照

2) 届出先一覧 (※事前指導申出、相談も同じです。また市町の経由は必要ありません。)

- ■法定手続きの行為別、区域別の届出先一覧表
 - ① 建築物・工作物(橋梁、トンネル等の土木構造物を除く)に係る行為及び開発行為(区域面 積が1ha未満) 2部(正副)提出
 - ・長与町、時津町の全域

県長崎振興局建設部建築課建築班

長崎市大橋町11-1

(代) 095-844-2181

・西海市、川棚町、佐々町の全域

県県北振興局建設部建築課指導開発班 佐世保市木場田町3-25

(代) 0956-23-4211

- ② 工作物(橋梁、トンネル等の土木構造物)に係る行為 3部(正副)提出
- ・西海市、長与町、時津町、川棚町、佐々町の全域

県土木部都市政策課景観まちづくり班 長崎市尾上町3-1

(直) 095-894-3151

- ③ 開発行為(区域面積が1ha以上) 3部(正副副)提出
- ・西海市、長与町、時津町、川棚町、佐々町の全域

県土木部都市政策課宅地指導班

長崎市尾上町3-1

(直) 095-894-3094

※区域面積が1ha未満と同様に、上記の県地方機関に届出されても結構です。

- ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 3部(正副副)提出
- ・西海市、長与町、時津町、川棚町、佐々町の全域

県土木部都市政策課景観まちづくり班 長崎市尾上町3-1

(直) 095-894-3151

3) 届出部数(事前指導申出も同じです。)

■ 2部(又は3部)(1部は返却用)

※①の「建築物・工作物に係る行為のみの場合は、2部(正副1部ずつ)を、②、③又は④ の行為については、建築物等の有無に関わらず3部(正副副)を、行為の種別に応じて、上 記の受付窓口へ提出してください。

- 4) 届出制度・景観法全般に関するお問い合わせ先
 - 県土木部都市政策課景観まちづくり班 長崎市尾上町3-1

(直) 095-894-3151

※個別の届出対象行為に関する相談はそれぞれの受付窓口に、それ以外の景観法全般、長崎 県景観計画、制度の内容等につきましては、土木部都市政策課までお問い合わせください。

5) 届出に必要な書類

① 建築物・工作物

a. 行為の届出

届出書等		1 景観計画区域内における行為の届出書 (様式第1号) (※注14)		
		2 建築物概要書 (様式第2号): 建築物の場合		
		3 工作物概要書 (様式第3号): 工作物の場合		
		4 景観形成基準対応説明書(様式第5号)		
	規格	縮尺 1/2, 500 以上(行為地の周辺を含む範囲)		
		1 縮尺		
付近見取図		2 方位		
刊业兄取凶	内容	3 行為地の敷地・区域の範囲		
		4 前面道路及び周辺道路		
		5 現況写真の撮影位置及び撮影方向		
	規格	カラー写真 (※注 15)		
現況写真	44	行為の場所及びその周辺の状況(前面道路及び周辺道路を含む複数の方向から行為の場所及		
	内容	びその周辺の状況がわかるように撮影したもの。撮影年月日を記載)		
	規格	縮尺 1/100 以上		
		1 縮尺		
		2 方位		
 配置図及び	内容	3 行為地の形状及び寸法		
		4 届出対象の建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置		
屋根伏図		5 建築設備、屋根勾配及び形状		
		6 屋根、屋上の彩色(マンセル表色系による表示)(※注 16)		
		7 植栽等の位置、種類及び高さ		
		8 外構施設・駐車場・その他付帯設備等の位置、材料及び面積		
	規格	縮尺 1/100 以上		
立面図		1 縮尺		
		2 各面の方位及び寸法		
	内容	3 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状		
		4 屋根、壁面等の仕上げ(素材を示す)		
		5 屋根、壁面の彩色(マンセル表色系による表示)(※注 16)		
		6 景観形成基準を満たさない色彩部分の求積		
		7 附帯する屋外広告物の位置及び形状		

※注 14:一敷地に複数棟の届出対象建築物(工作物)がある場合や届出対象建築物と工作物がある場合は、まとめて記載してかまいません。(一届出で可)また、その場合の添付図書(概要書は除く)については、まとめて表現できるものはまとめてもかまいません。

(Q&A) Q2-10及びQ2-11参照

※注 15:(Q&A) Q3-5参照※注 16:(Q&A) Q3-4参照

b. 行為等の変更届出

届出書等	行為の設計又は施行方法を変更するとき(<mark>※注</mark> 17):
	景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第7号)
その他の書類	行為の届出の際に提出した書類のうち、変更内容を明示するために必要なもの
	(変更内容がわかるよう、必要に応じて該当する変更前・後の内容を明示して下さい。)

※注17:(Q&A)Q3-3参照

② 開発行為・土地の形質の変更行為の届出

a. 行為の届出

届出書等		1 景観計画区域内における行為の届出書 (様式第1号) (※注18)
		2 開発行為・土地の形質の変更概要書(様式第4号)
		3 景観形成基準対応説明書(様式第6号)
	規格	縮尺 1/2, 500 以上(行為地の周辺を含む範囲)
		1 縮尺
人 汽目取回		2 方位
付近見取図	内容	3 行為地の敷地・区域の範囲
		4 周辺の主要道路
		5 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	規格	カラー写真 (<mark>※注 15</mark>)
現況写真	内容	行為の場所及びその周辺の状況(周辺の主要道路を含む複数の方向から行為の場所及びその
		周辺の状況がわかるように撮影したもの。撮影年月日を記載)
	規格	縮尺 1/100 以上
	内容	1 縮尺
		2 方位
計画平面図		3 断面図の位置及び方向
		4 行為後における植栽等の位置、種類及び規模
		5 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模
		6 土石の採取及び鉱物の掘採にあっては、採取又は掘採をした後に行う措置
断面図	規格	縮尺 1/100 以上
		1 縮尺
	内容	2 行為の実施前後における行為地の断面図
		3 土石の採取及び鉱物の掘採にあっては、採取又は掘採の前後における行為地の断面図

※注 18:一敷地での開発行為で、予定建築物が届出対象規模となる場合は、開発行為と建築物を一届出で 構いません。(Q&A) Q2-11参照

b. 行為等の変更届出

届出書等	行為の設計又は施行方法を変更するとき:
	景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第7号)
その他の書類	行為の届出の際に提出した書類のうち、変更内容を明示するために必要なもの
	(変更内容がわかるよう、必要に応じて該当する変更前・後の内容を明示して下さい。)

6) 事前指導申出に必要な書類 (建築、工作物等の場合) (※開発行為等の添付書類については、前項の届出内容に準じます。)

届出書等		1 届出対象行為に係る事前指導等の申出書 (様式第8号) (※注19)		
		2 建築物概要書 (様式第2号): 建築物の場合		
		3 工作物概要書 (様式第3号): 工作物の場合		
		4 景観形成基準対応説明書(様式第5号)		
	規格	縮尺 1/2, 500 以上(行為地の周辺を含む範囲)		
		1 縮尺		
付近見取図		2 方位		
刊及元权区	内容	3 行為地の敷地・区域の範囲		
		4 前面道路及び周辺道路		
		5 現況写真の撮影位置及び撮影方向		
	規格	カラー写真(<u>※注</u> 15)		
現況写真		行為の場所及びその周辺の状況(前面道路及び周辺道路を含む複数の方向から行為の場所及		
	内容	びその周辺の状況がわかるように撮影したもの。撮影年月日を記載)		
	規格	縮尺 1/100 以上		
		1 縮尺		
		2 方位		
まつ 学 図 ひょだ	内容	3 行為地の形状及び寸法		
配置図及び		4 届出対象の建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置		
屋根伏図		5 建築設備、屋根勾配及び形状		
		6 屋根、屋上の彩色(マンセル表色系による表示)(※注 16)		
		7 植栽等の位置、種類及び高さ		
		8 外構施設・駐車場・その他付帯設備等の位置、材料及び面積		
	規格	縮尺 1/100 以上		
	内容	1 縮尺		
立面図		2 各面の方位及び寸法		
		3 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状		
		4 屋根、壁面等の仕上げ(素材を示す)		
		5 屋根、壁面の彩色(マンセル表色系による表示)(※注 16)		
		6 景観形成基準を満たさない色彩部分の求積		
		7 附帯する屋外広告物の位置及び形状		

※注 19:一敷地に複数棟の届出対象建築物(工作物)がある場合や届出対象建築物と工作物がある場合は、 ※注 14 を準用します。

2 良好な景観形成のための基準について

(1)景観形成基準

長崎県景観計画に定める景観形成基準(法第8条第3項第2号に規定する規制又は措置の基準をい う。以下同じ。)は下表のとおりとします。

表 建築物・工作物の景観形成基準

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	了。工作初00京既形成基 年
項目	基準
配置及び	●幹線道路など、主要な眺望場所からの眺望を著しく阻害することのないよう
規模	な配置及び規模とするよう配慮する。
	●良好な自然景観を有する地域においては、これと調和した意匠とするよう配
	慮する。
意匠	●市街地にあっては、周辺のまちなみとの協調性を考慮した意匠とするよう配
~ ~ ~	慮する。
	●附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺景観との調和に配
	慮する。
	●周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮する。
	●基調となる色彩は、マンセル値 (巻末資料 P 21 参照) により次のとおりとす
	る。
	• R, Y R, Y 系: 彩度 6.0 以下
色彩	その他の色相:彩度 4.0 以下
	※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。
	・石材、煉瓦等の素地の色
	・アクセント色として着色される部分(外壁の各方面の見附面積の 10%以
	内とする)の色彩
外構	●敷地内の道路に面する部分は緑化するなど、周辺景観との調和に配慮する。
野古坦	●駐車場は前面道路から見えない位置に設けるよう配慮する。見える位置に設
駐車場	ける場合は、緑化を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。
付帯設備等	●空調室外機、給水塔、ゴミ置き場、倉庫など、屋外に設ける設備・施設は、
	前面道路から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくす
	るよう配慮する。

表 開発行為等の景観形成基準

行為	基準
開発行為 土地の形質の変更	●法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。●擁壁等の構造物を設ける場合は、素材と構法の工夫や構造物の前面の緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。●敷地内にある良好な樹木はできる限り保全するよう配慮する。

(2)景観形成基準の解説

※以下の内容は、基準に対する考え方をイメージとして表現したものであり、実際の審査にあたっては、建設地の周辺及びその地域の状況や建築物の高さ、色彩等により、総合的に判断されます。

1)建築物·工作物

項目

景観形成基準の解説

●幹線道路など、主要な眺望場所からの眺望を著しく阻害することのないような配置及び規模とするよう配慮する。

例1)

巨大な建物で、背後の眺望が著しく 妨げられている



建物の配置を工夫(分節)するなど、眺望 をできる限り確保する



配

置

及

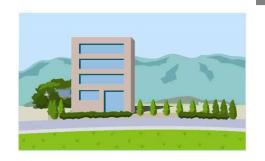
7Ĵ

規

模

例2)

建物により、背後の稜線や神社の眺望 が著しく阻害されている



建物の形態及び配置を工夫するなど、背後の稜線や神社の眺望を確保する





建物の配置を工夫するなど、地域のランドマークとして親しまれている神社の眺 望確保に配慮する



項目

意

斤

そ

ഗ

1

景観形成基準の解説

●良好な自然景観を有する地域においては、これと調和した意匠とするよう配慮する。

背景となる山並みや周辺の建築物から 突出した意匠となっている



形態・意匠を工夫し、背景となる山並 みや周辺のまちなみに調和させる







屋根の意匠を工夫し、周辺のまちなみ との調和に配慮する



他

●市街地にあっては、周辺のまちなみとの協調性を考慮した意匠とするよう配慮する。

周辺のまちなみから突出した形態・ 意匠となっている



形態・意匠を周辺のまちなみと揃える など、まとまりのあるまちなみを連続 させる







歩行者からよく見える低層部の意匠を 周辺と揃えるなど、まちなみとの協調 性に配慮する



他

- 13 -

項目

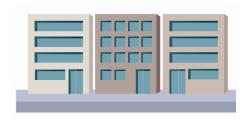
景観形成基準の解説

●周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮する。

周辺のまちなみから突出した派手な色彩を用いている



落ち着きのある色彩を使用するなど、 周辺景観と調和させる





正面の過半を落ち着きのある色彩とするなど、周辺景観と調和に配慮する

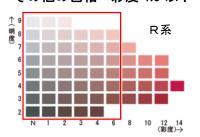


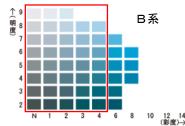
色

他

- ●基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。
 - R,YR,Y系:彩度 6.0 以下その他の色相:彩度 4.0 以下

彩





使用できる色彩 の範囲 (抜粋)

- ※ただし、次に該当するものついては、この限りではない。
 - 石材、煉瓦等の素地の色
 - ・アクセント色として着色される部分(外壁の各方面の見附面積の 10%以内とする)の 色彩

外壁に周囲のまちなみから突出した派 手な色彩を用いている



コーポレートカラー等をアクセント色として使 用し、周辺との調和に配慮する



項目 景観形成基準の解説 ●敷地内の道路に面する部分は緑化するなど、周辺景観との調和に配慮する。 単調で無機質な塀や柵となっている 外 構 ●駐車場は前面道路から見えない位置に設けるよう配慮する。見える位置に設ける 場合は、緑化を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。 表通りに面して、緑の少ない駐車場が。 配置されている 駐 車 場

生け垣等で囲むなど、圧迫感を軽減 し、周辺と調和させる コンクリートの塀を透過性のあるフェ ンスとするなど、圧迫感の軽減に配慮 他 敷地の配置を工夫するなど、前面道路 から見えない位置に駐車場を配置する



駐車場の周囲を緑化するなど、周辺景 観との調和に配慮する



項目

景観形成基準の解説

●空調室外機、給水塔、ゴミ置き場、倉庫など、屋外に設ける設備・施設は、前面 道路から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配 慮する。

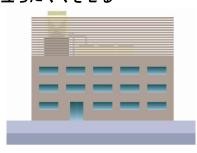
例 1

屋上設備が目立っている



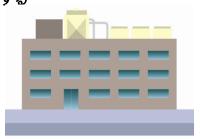


屋上設備をルーパーで覆うなど、目 立ちにくくさせる





屋上設備の配置を工夫するなど、で きる限り目立ちにくくなるよう配慮 する



他

例 2

付帯設備等

ゴミ置き場や倉庫等が目立ち、主体となっている建物と調和していない





ゴミ置き場等を、主体となる建物と同じ仕様とするなど、目立ちにくくさせる





ゴミ置き場等を塀・柵等で囲うなど、 目立ちにくくなるよう配慮する



2) 開発行為・土地の形質の変更

景観形成基準の解説

- ●法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。
- ●擁壁等の構造物を設ける場合は、素材と構法の工夫や構造物の前面の緑化などにより、 周辺景観との調和に配慮する。

無機質な擁壁が目立っている





できる限り土羽を採用し、緑化を行うなどにより周辺景観と調和させる





擁壁前面を緑化するなどにより、圧迫感を 軽減させ、周辺景観との調和に配慮する



他

●敷地内にある良好な樹木はできる限り保全するよう配慮する。

無機質な擁壁や切土斜面が目立っている





現況地形をできる限り活かした造成とするなど、区域内の良好な樹木を保全する





区域内にある良好な樹木をできる限り保全 するよう配慮する



巻末資料

○届出対象外となる行為(法令・条例関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
○マンセル表色の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
〇届出様式·····	22
〇届出様式及び図面の記載例(主なもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
〇届出制度及び景観形成基準 Q&A····································	44